

## 意見発表者と応募意見

### 1 意見発表候補者選出の流れ

- ・ 12月初旬～12/20 流域委員会による一般意見募集を実施  
(詳細は「一般からの応募意見集」を参照下さい)
- ・ 年末～1/11 集まった意見を部会委員に送り、推薦意見を10件以内で選出頂く
- ・ 1/12 委員推薦結果をふまえ、部会長および部会長代理によって候補者を選出
- ・ 1/15～ 候補者に意見発表のお願いをする
- ・ 1/18 第7回部会にてこれまでの経緯を説明
- ・ 1/27 第8回部会にて7名の方に意見発表頂く

### 2 意見発表者の選出

#### 候補者選出の考え方

候補者の選出にあたっては、下記の考え方を重視した。

委員による推薦結果を重視する。

発表者の属性や意見が偏らないように選出する。

- ・ 組織・団体（NPO、河川関係団体、市町村など）と個人のバランス
- ・ 意見内容（全般的な意見、治水、利用、環境、ダム等）のバランス  
できるだけ猪名川に関係のある意見、発表者を含める。

猪名川部会と並行して同様の候補者選出を行っている淀川部会の状況を配慮する。

#### 意見発表者の選出結果

上記の考え方に基づき、部会長および部会長代理によって最終的に意見発表候補者が選出され、選出された候補者に1/27部会の意見聴取の部への出席をお願いした。その結果、意見発表者は次頁の通り決定した。

1/27 第 8 回猪名川部会における意見発表者一覧

発表順	受付番号	属性	提言者	猪名川 との関係 注 1	意見内容				
					全般的	治水	利用	環境	ダム等
1	181-01	個人	森岡 秀幸						
2	139	個人	金屋敷 忠儀						
3	110	個人	平山 紘一郎						
4	141	組織・団体 (NPO)	安威川ダム反対市民 の会・大阪自然環境保 全協会・関西のダムと 水道を考える会・大阪 昆虫同好会・紀伊丹生 川ダム建設を考える 会・槇尾川ダムの見直 しを求める連絡会・箕 面北部の自然と開発 を考える府民の会余 野川ダム対策部会			( )	( )	( )	
5	178	個人	上島 隆雄						
6	199	組織・団体 (関係団体)	尼崎造園事業協同 組合						
7	200	組織・団体 (NPO)	土道を愛する会						

注 1 : 意見内容が猪名川に関係  
居住地または所在地が猪名川流域

## 意見発表者の意見シート

発表順に並べています。

シート上のヘッダー部分について

左から順に下記の3つを記載しています。

- ・意見提出者の分類

- 個人

- NPO（NPO等の団体からの意見）

- 河川利用（河川に関係する団体からの意見）

- 自治体

- ・受付番号

- 意見受付順に振っている通し番号。

- ・居住地又は所在地

- 提言者の居住地又は所在地を記しています。

個人	181-01	大阪府箕面市 森岡 秀幸
----	--------	--------------

河川は流域全体で安全性、利水、環境の多面的な管理や保全をすることが望ましく、場合によってはその流域の土地利用も含めてマスタープランの確立が大切であると思います。その視点で言うと直轄河川の委員会というのではなく、府管理区域や市町管理区域も併せて検討を行うことが重要ではないでしょうか。

●《問題点》

かなりの改修等がなされ安全性が向上したり、河川空間が住民に開放されてきているが、今の方向が望ましい方向に向かっているか基本的な点から検討をする必要があるように思います。

その第一点は、人口の減少期を目前に控え、租税負担能力に限界が来ると言われる時代に向けて、社会資本は維持管理経費を念頭に置いた効果的で効率的な整備をするシステムを検討すべきであると考えます。

●《理想・要望》

河川の姿としては、もちろん河川の安全性一義的に考慮すべきであるが、その機能として持つ利水や自然生物との共生が図られる必要がある。その意味において法改正は環境を加えられたことを評価され、その精神を十分生かした整備のあり方を検討していただきたい。

●《実現方法》

冒頭に述べたように、山の保全や周辺の土地利用も含めた総合的な流域全体の方針を検討することが必要と考えます。

たとえば、開発にあたってはキャパシティの設定なども必要となるかと思えます。すなわち、既成市街地の高度利用（都市再生等）により必要以上に負荷の増大を制限することや、開発利益の合理的な吸収による保全対策費用の創出なども視点に入れたシステムの確立が必要かと思えます。

類似的な考えは、すでに水源に関して下流地域が負担をする制度や、森林保全のための交付税を求める意見もあり、十分検討に値する考えと思えます。

以上

## 優先順位の討議を忘れるな

### 河川に就いての私の基本的なスタンス

私は、19世紀デンマークがドイツとの戦いに敗れ領土を失った時、荒蕪の地ユトランドを植林と土木技術を駆使して薔薇の咲く処となし祖国を救ったエンリコ・ダルガスの話に触発されて土木技術者になり、昭和28年建設省に職を奉じ、爾来30年間河川行政に携わり、「河川は水源山地から様々な経路を経て海に至るまで、多様な形態を有し、極めて広範且つ多面的な機能を果たしている存在で、その管理に当たっては、当面する一局面のみを見るに留まらず、広範且つ総合的な見地に立って、広く知見を集め、調整し、且つ、優先順位を勘案して事に当たるべし」を持論とし、実践してきたと自負するもの者である。従って、昨今、世を挙げて河川問題を多面的に取り上げるようになったことには、私は我が意を得たりと賛意を表す。

然し、その私でさえ、「自然」の定義もせず、自らが都市住民として「所謂自然」を破壊していると謂う原罪意識もなく、情緒的に「所謂自然」を礼賛し、間違った情報に基づいてアメリカではダムを造るのは止めた、ダムは無駄だとか、老朽化し危険になった堰の改築も反対だとか、恰も治水を語るのもう古いと謂わんばかりの一部の輿論や、それに喝采する一部のマスコミの論調には、大いに懸念を感じている。

特定の課題に就いて声高に発言するラウドマイノリティ(loud-minority)を支援する一部のマスコミの前で、サイレントマジョリティの声がかき消されているのではないかと懸念するからである。

### 忘れていないか、我々が氾濫原に生きていることを。

日本の平野は川が造った平野である。ひとは往々にして忘れ易い。平常は現在の河道が太古の昔から存在していたと錯覚しがちである。確かに現在の概略の地形は河川の自由な氾濫によって形成されたものである。しかし、ヒトの文明の発達にしたがって、或る時は河の氾濫を恐れ、或る時は水を求め、或る時は耕地を求めて、人為的に河道を付け替えた跡に出来たのが現在の平野である。しかも、当時としては精一杯であったであろうが、不十分な堤防によって河道の自由な遷移を拘束した為に、破堤と氾濫は繰り返され、現存する堤防は周囲の低地よりも高いところに構築されているのが通常である。洪水は住民の住む平地よりはるかに高いところを流れるのである。我々はこのようにして出来た川の跡の平野に、農地を拓き、住居を造り、都市を拡げ、生命を託し、嘗々と財産を蓄積し、生活を営んでいるのである。

現存する川は、自由な遷移を厳しく制約されて来た人工造物であるという認識は忘れられがちである。

それでも、河川は地球の形成要素そのものであるから、この制約された川の中でも、自然の営力は絶え間なく働き、河川の形質は絶え間なく遷移し続けており、他の公共物に比して最も自然造物的であることは論をまたない。

### 忘れていないか、洪水の恐ろしさを。

私は幾度も、大洪水、高潮、津波等の災害に遭遇し、被災地の惨状を嫌と謂うほど見て来た。平生は穏やかな川も、洪水時には、恐ろしく変貌し、堤防いっぱい泡立つ水が流木と共に流れ、堤防は打ち震える。

淀川では昭和28年の破堤、36年の高潮以降、大災害はないが、改修工事の進捗によって事態は改善されつつあるとはいえ、この数十年間大きな降雨や高潮がなかっただけのことであり、安全度は有限であり、未曾有の豪雨、高潮、などが絶対に発生しないと謂う保証は無い。その時になって行政を非難しても遅い。

寧ろ、当時に比べて、堤内人口、資産は増大している。淀川とその周辺に広がる市街地を見ると、このまま住民の危機意識の低下が続けば、いつか必ず、我々が氾濫原に生活している事を、いやと言う程思い知らされるのではないかと、私は責任から開放された今も、戦慄を覚えることがしばしばである。

### 淀川流域委員会は何を議論し何を決めるべきか。

私は、先に述べたように、河川が多様な形態と、多面的な機能を持っていることを前提にして河川の将来を考察すべきであると考えている。従って、流域委員会が、川に依存する生き物、景観、水質、その他諸々の要素すべてを採り上げて、多くの関係者の意見を聞き、夫々の機能を向上すべく討論するのは当然である。

しかし、総ての事項が大切だとして同列に盛り込むのは、何も決めないのと同じ事である。物事には必ず優先順位がある。その優先順位を討議し、決定するのが、流域委員会の最大の課題だと考える者である。

私はこの一文で洪水の恐ろしさを強調した。しかし、だからと言って、治水が大前提だと言っているのではない。治水も多くの考慮すべき要素の中の一つに過ぎない。ただ、日本の平地では治水に第一の優先順位が与えられる筈だと考えるのである。淀川が重要な水運路であった時代には、河床の粗度を犠牲にして水路の維持にも高い優先度を与えていたことを想起すべきである。優先順位とはこのようなことである。

別例を挙げよう。遊水地は別として、洪水の疎通を阻害する川の中の森には、如何なる優先順位が与えられるのであろうか。私は鳥の罫は堤内地に設けるべきだと考えるが、委員会は如何に結論するであろうか。

個人	110	大阪府枚方市 平山 紘一郎
----	-----	---------------

## 淀川水系流域委員会への意見提案

### 1. 問題点

我々年輩者が子供の時には、非常に近い関係にあった川が、現在の子供達にとっては、遠い存在、或いは近寄っては危ないものとして、教えてしまっている事が問題点と考える。

### 2. 理想・要望

日本の河川は距離に対して高度差が大きく、一寸した大雨でも大水が出て、洪水になります。淀川でも 1972 年に死者 10 名、浸水家屋 4 万 3 千戸という洪水がありました。その後 30 年間、関係者の努力でありがたいことですが、淀川から洪水はなくなりました。

今後もスーパー堤防等で対策を進めて行く必要がありますが、ソフト面での努力に力を注ぐ時になったと考えます。

アメリカ・サンアントニオの運河のように、川床料理で有名な貴船川のように、長靴で、或いは素足で水辺に子供が下りても危なくない川づくり。

水質は市民全員が自分たちの問題として、関与していくものとして啓発していく。

いま淀川では釣り人が増えています。しかし、釣った魚を食べますかと聞いても、一人として食べるとはいいません。鮎が釣れる川になると雑魚でも食べられると考えるでしょう。鮎が釣れる水質が目標。

1990 年頃に「お帰りなさいサツキマス」というイベントを行っていましたが、最近は聞かなくなっています。しかし、帰ってきたサツキマスが自由に淀川を遡上できること。

淀川より大阪湾に船では淀川大堰にて塞き止められる。緊急用を含め、舟運のための対策を。

### 3. 実現方法

淀川における洪水対策は、ほぼ終了とし、真に親水という観点から淀川に対する検討を進める。

水質対策は官・産・市民が自分達の問題としての自覚を促し、それぞれの立場から対策を求める運動をおこす。

魚道の設置。

大堰に水門を設ける。

### 4. その他

淀川のホームレスは最近異常に増加している。安心して家族の憩いの場とはなり得なくなっている。対策が必要。

ここでの淀川は枚方より下流をイメージしています。

NPO	141	安威川ダム反対市民の会・大阪自然環境保全協会・関西のダムと水道を考える会 大阪昆虫同好会・紀伊丹生川ダム建設を考える会・槇尾川ダムの見直しを求める 連絡会・箕面北部の自然と開発を考える府民の会余野川ダム対策部会
-----	-----	---

< 余野川ダム事業を中止とするよう求める意見 >

国土交通省が大阪府箕面市下止々呂美で進めておられる標記事業は、治水面、利水面、また自然環境負荷面からも不要であり、「淀川水系河川整備計画」策定に際して中止とされるよう意見を提出します。以下に、理由を記します。

●治水面 ①余野川は、猪名川合流点まで掘り込み河川であり、②現況に整備されてきた過程で破堤や長時間浸水など深刻な水害が生じていない。③猪名川は合流点直下流部の河積拡大工事が完工し、さらに下流は現況に形整されて以来、破堤や溢水に近い水位が記録されたことはなく、藻川分派点までの河川敷は広く、必要に応じて低水路の拡幅は容易に図れるため、一庫ダムと併せて河道内で洪水流を処理することが容易。④余野川の基本高水 1320 立米/秒は余野川ダムの直接・間接流域面積 27.8 km<sup>2</sup> に対して大き過ぎる。クリーガーの図表(200 年確率)によると、近畿地域の 27.8 km<sup>2</sup> に対する比流量は約 25 立米/秒/ km<sup>2</sup>、したがって高水流量は約 700 立米/秒。100 年確率では高水流量は 580 立米/秒となり、明らかに 1320 立米/秒は過大で、比流量を逆算すると 47.5 立米/秒/ km<sup>2</sup> の極めて過大な値となる。

●利水面 ①水道水として1日最大9万立米を取得する予定の阪神水道企業団(尼崎、神戸、芦屋、西宮の4市水道事業者)は水需要が伸びるとは考えられず、新たな水源確保の必要がない。②箕面市は、水と緑の健康都市と止々呂美集落への給水について、2010 年で1人1日平均使用量 380 ㍓、最大給水量 475 ㍓、1日最大1万立米としているが、その根拠は 475 ㍓×給水人口 20400 人=9700 立米で、人口が過大。③健康都市は人口レベルで1/3以下の 5000 人まで計画が縮減され、給水計画はさらに過大となる。④また大阪府企業局が、健康都市の水源を見直し、府営水道導入の検討を表明。ダム利水では水道料金が2倍以上になる箕面市はこれを受けて府営水道への変更の検討に入るため、ダム利水の必要性はさらに低くなる。

●自然環境面 ①ダム計画地一帯は、国の環境基本計画の里地自然地域に相当する豊かな生態系を擁した里山で次世代に引き継がねばならない極めて貴重な財産。②健康都市を含めた両事業計画地域では、種の保存法の希少野生動物であるオオタカが繁殖、ニホンジカなどの大型動物をはじめ、ダルマガエルなどの絶滅危惧種も多く生息。③止々呂美は昆虫の宝庫で、環境省レッドデータブックの希少種・オオムラサキは大阪府では止々呂美が数少ない重要な棲息場所。また、大阪府レッドデータブック絶滅危惧Ⅱ類の蝶 14 種のうち4種、準絶滅危惧種 15 種のうち 13 種が止々呂美で確認されている。④こうした重要な生態系が維持されているにもかかわらず、同ダム事業では「閣議アセス」に準じた調査だけでアセスメントは行われておらず、環境影響評価法相当の環境影響評価を実施すべきである。

個人	178	奈良県大和高田市 上島 隆雄
----	-----	----------------

山林に植樹すればダムがいらないという意見について(猪名川)

山林に植樹すれば、確かに降雨はハゲ山よりは浸透する量は多くなる。

但し、初期降雨は浸透しますが梅雨時期の様にしとしとと降り続ければ山地は飽和状態になり、一定量以外は山地斜面から流出する状況になる。(特に日本の山は急峻である。)

また、台風時の集中豪雨時は1時間に10ミリ以上の降雨が5時間から10時間も降る時がありますし、最近では1時間に60ミリ～100ミリも降る時があります。

この様な降雨時は殆どの水が流出する。

この多量の水量を河川で受けることになる。

また、ほかの流域の河川(支川)からの流出量も加わり、多くの水量がその河川の中流部から下流部へと流下し危険な状態になる。

日本の阿川はどこでも中・下流部が市街地になっており、破堤等が起れば大変な被害が発生する。

この様な事をなくす為にも、上流部に於いて「ダム」を設け流出量を調整し、洪水時には中・下流部の市街地を危険な状態から守る為にも「ダム」は必要である。

但し、どの河川にも「ダム」が必要とは思わないが、猪名川については多田地区から下流は市街地であり、河川の拡幅は不可能と思われ、その代替として「ダム」が必要である。



河川利用	199	尼崎造園事業協同組合
------	-----	------------

猪名川、藻川への想い

有史以来氾濫が繰り返された猪名川藻川の河川改修は、地域住民の切なる願いであったが、国土交通省の「利倉樋水路計画」として大改修工事が進められ、昭和 44 年に完成を見て、尼崎の流域住民は安心して日々を過ごすことができるようになった。また「猪名川の自然と文化を守る会」の熱心な取り組みにより、猪名川廃川敷に多くの自然が残され都市の大オアシスとなっていることは慶賀にたえない。しかしながら、住民の意識は時が過ぎるにつれ、河川改修の喜びが失われつつある。感謝のための記念日などを設け、防災への心構えなどの喚起も行っって関心を高めていかなければならない。

河川堤防をはじめ河川敷は、尼崎は、最高度に利用されていることを喜ぶ次第であるが、環境改善のためビオトープなどを取り入れて虫や鳥の憩う場作りも必要であろう。従ってある程度雑草を残すなどの維持管理が望まれるとともに、野草、宿根草や低木などを植えて「花の咲く堤」づくりをする場も考えていくべきであろう。

また、現在藻川堤防が舗装を行わず、散歩道として市民に親しまれている。島の内(猪名川、藻川に囲まれた地域)全域の堤防が全行程を車が乗り入れず安心して歩いたり、ジョギングができるように、配慮した堤防作りが望まれる。

現在尼崎市では、猪名川自然林(猪名川廃川敷)周辺の地域を対象に尼崎市政 80 周年記念振興事業として「自然と文化の森整備構想」の策定が進み、尼崎市、市民、事業者が協働で構想を進めるグラウンドワークの実践が試みられている。猪名川、藻川堤防と河川敷についても、市民の憩いの場として、子どもたちの環境教育の場としての機能が求められている。

また、地元市議会議員や地元農家、市民らが、河川敷に植物を植える試みをはじめており、猪名川工事事務所との交渉の末、今年の春には、チューリップの花壇が市民の目を楽しませた。最近ほとんど堤防で見かけなくなった彼岸花なども植えていきたいと考えている。その他、河川の清掃活動など、いくつかの市民グループが河川にかかわる活動を続けている。このように、独自の活動が育っていることはよいことであるが、今後ネットワーク作りなどで、統一の認識を育てることも課題といえる。

尼崎市みどり課長、緑政部長として、長年尼崎市の緑化に取り組んできたが、公園、街路樹などでは限界があり、河川敷の緑化は生涯最後の課題と考えている。治水、利水の重要さを無視するものではないが、河川の環境を豊かにすることを望む市民の声も大きくなってきている当市の実情を知っていただきたい。

NPO	200	土道を愛する会
-----	-----	---------

住民に地域の環境を問うた土道保存の賛否

まず、「土道を愛する会」の活動の経過を述べます。昭和58年、尼崎市では、猪名川、藻川で全周10キロメートルほどとなる堤防上の道をサイクリング道路として整備する計画がとおり、舗装が上流から始まりました。しかし、この道路は高速道路や鉄道とぶつかり、もともと自転車一周することは困難であり、その整備もされないまま舗装だけが先行するものでした。舗装が進むにつれ、住民から「バイク禁止は建前だけになり、暴走族が走り回ることになるのではないか。」「交通量が増え、事故の増加や騒音に悩まされるのではないか。」という声が上がりはじめました。私が陳情文を書き、署名運動をはじめました。3日間で5000名の署名が集まりました。驚いたことに署名に賛同したのは川沿いの住民ばかりではなく、町全体の人たちでした。陳情文には「私たちが川の堤防を散歩道として親しむ理由は、美しい川の流れ、その流れに背びれを光らせて泳ぐ魚の群れ、そしてその魚を求めて群れる水鳥や釣り人ののどかな姿、河川敷で群れて遊ぶ子どもたち、土手の草むらで鳴くキリギリスやコオロギの声、その虫を求めて遊ぶ子どもたち、そして、アスファルトに慣らされた足には、なつかしい土の感触…これを求めるからではないでしょうか。道路をアスファルトで舗装しますと土が乾燥し、その上道路の両側の土手は分断されますので、虫は激減いたします。自然の少ない尼崎にとって、川は大事な自然です。私たちにしましては、この堤防は現状のままにとどめてほしいのです。しかし尼崎市民全体のために開放されるのに必要ならば、この自転車・歩行者専用道路はスピードを楽しむ道路ではなく、老人や幼児も安全に、そしてこの道路に集まるすべての人々が心やすらぐ所であってほしいのです。」と、猪名川自然林保存運動の経験から、日ごろ考えている思いを盛り込んだのですが、それが、町全体を巻き込む環境論争に発展したのです。この陳情が市議会で採択され、反対が強かった地域の3.4キロメートルが、土のまま保存されることになりました。「全国で初めてのアスファルトストップ」と新聞で報道されました。

しかし、その後もたびたび「土ぼこりがひどいので、舗装してほしい。」と、運動後に移り住んできた住民から苦情が繰り返され、平成10年、土道の舗装を求める署名運動が起こりました。こちらにも、15年前土道保存の運動をしたメンバーを中心に「土道を愛する会」を結成、直ちに土道保存を求める署名運動を開始しました。再び、堤防上の道は土道保存と決定しました。その後3年の間に、藻川堤防の土道はロコミで広まり、犬の散歩やウォーキングのために利用する人が、利用の過半数を占めるようになりました。病院からリハビリのために歩くよう勧められたり、尼崎の離れた地域からバスで、ウォーキングのためにわざわざ来る人もあります。土道は、ウォーキングロードとして、すっかり地域に定着しました。

今後日本は、超高齢化社会になります。堤防上の道に限らず、道路事情は大きく変わります。新幹線や高速道路の整備より急がれるのは、一般の道路ではないでしょうか。老人が安全に歩くためには、歩行者と自転車は分けねばなりません。歩道は、電動車椅子が通れる幅が必要です。車が通れない道を増やしたり、膝や腰への衝撃を考えれば、舗装をやめ土道を増やすことも検討されるべきです。堤防上の道は、膝や腰の弱った老人には、貴重なリハビリ道路になるでしょう。

「堤防上の道を舗装しないと洪水が起こりやすい。それでもいいのか？」と問われれば、洪水は、やはり困ります。けれども、50年に一度の洪水を防ぐためにどれだけの税金が必要か、また環境面でどれだけの損失があるのか、それらを問えば、答えは変わってくるのではないのでしょうか？土道保存のための陳情文が地域の環境問題に発展したように、堤防や河川敷がどうあるべきかは、今後どんな社会が訪れるのかを考慮して考えねばなりません。藻川堤防の土道の事例が、何かお役に立てばと思います。

2002年1月27日

国土交通省近畿地方整備局 様  
淀川水系流域委員会 様  
淀川水系流域委員会猪名川部会 様

社団法人 大阪自然環境保全協会

淀川水系流域委員会・第8回猪名川部会「一般からの意見聴取」の発表者に推薦いただき、お礼を申し上げます。

●猪名川部会では、猪名川水系の今後のあるべき姿を中心に審議されていますが、本日は、その主要素の一つである「余野川ダム事業」について改めて中止としていただくよう要請するとともに、余野川ダムの周囲に開発が計画されている「水と緑の健康都市」と併せて、両事業区域を「里山保全・モデル研究ゾーン」として活用していくことを、資料配布をもって提案させていただきます。

●内容は裏面（「都市と自然」301号）の記事をお読みください。余野川ダムの事業区域については、ふれてはいませんが「水と緑の健康都市」と一体の豊かな生態系であることは当然であり、ダム事業区域も含めて「里山保全・モデル研究ゾーン」への活用を提案します。また、この提案には、止々呂美地域の内発的な振興を促す内容も含まれていることを追記します。

●ダムを見直す提案として、充分ご検討いただきますようお願い致します。

（裏面に記事）

## 「健康都市」計画地を「里山保全・モデル研究ゾーン」に

### バイオマス活用の研究・実践も…… 保全協会で構想まとめる

大阪府が新規宅地開発の中止方針を決めた箕面北部丘陵住宅地区開発事業（水と緑の健康都市）の計画地を「里山保全・モデル研究ゾーン」として保全活用していく構想の素案が保全協会でまとめられ、一部新聞に掲載されました。この問題をめぐる動きに対応しながら、さらに内容を検討し府に提案する方針です。素案の要約は下記の通り。ご意見などを協会へお寄せ下さい。

(事務局)

## 趣 旨

水と緑の健康都市は、計画区域内に「種の保存法」指定種で絶滅危惧種（Ⅱ類）でもあるオオタカが生息し、また、大阪府の財政課題につながる採算性の懸念などから、中止を含めた計画の縮小が検討されています。

こうした状況を踏まえるとともに、計画区域がオオタカの生息を可能とし、これを象徴とする豊かな生態系を維持してきたことを考える時、計画区域については将来もその生態系を極力保全し、現在では貴重となった都市近郊の自然の持続的な活用を図ることが、必然的な在り方だと考えています。

当協会は都市圏の自然環境保全団体として四半世紀、人為と接する「身近な自然」の保全を主なテーマに、調査、政策提言、普及啓発に取り組んでおり、このたび、健康都市開発計画が縮小されるにあたり、標記の構想を提案させていただきます。（2月5日現在）

## 方 針

- 既造成区も含めた計画区域は、循環型社会の形成を目指して、里山の多様な機能・潜在価値を実践活用するための「モデル研究ゾーン」と位置づけ、同時に、オオタカも生息できる生態系を維持・復元する地区として整備します。
- このような本格的な「モデル研究ゾーン

も生息できる生態系を維持・復元する地区として整備します。

- このような本格的な「モデル研究ゾーン」構想は、まだ例がありません。それは、単なる「里山公園づくり」ではなく、里山の持続可能な活用を今日の社会経済システムに組み入れるという、環境保全分野の今日的な課題に取り組むものです。
- また、自然を活かすため、大きな投資を避けることができます。

## 里山保全・モデル研究ゾーン

### I. 既造成区域／約62ha

#### 1. 里山保全活用研究所の施設整備

- (1) 里山に関する保全、活用について総合的に研究し、実践する機関。ハード施設を整備、その運営ソフトを構築する。施設外部のフィールドと一体化させる。
- (2) 参画対象は、地元住民（組織）、大阪府立大学などの研究機関、行政、里山関連の研究をしている民間団体、里山保全に取り組んでいるNPOなど。

#### 2. ビジター・宿泊施設の整備

- (1) 「モデル研究ゾーン」全体に関するビジター・宿泊施設を整備する。
- (2) 利用対象は主に、里山保全活動に取り組むボランティアや、各種の里山関連企画の参加者など。

### 3. 植栽・植林ゾーン

- (1) 緑を復元するとともに、その生育や環境の変化などを継続的に研究するゾーンとして活用する。
- (2) この事業計画区域は、ヤブムラサキ・コナラ群落、モチツツジ・アカマツ群落の代償植生が大部分を占めており、これらを中心に、一般府民参加による植栽・植林を行う。

### 4. 植物遷移ゾーン

- (1) 植物群落が環境に適合し、遷移していく過程を、一次的な段階から継続的に研究し、今後の開発などの保全施策に活かすためのゾーン。
- (2) 継続的な研究・調査も、一般府民の参加協力を求めて実施する。

### 5. ビオトープ（生物空間）などの復元ゾーン

- ビオトープの整備により、生物の繁殖を促し、場合によっては、絶滅危惧種の生育を助ける研究、実践にも活用する。

## II. その他の区域／約252ha

里山などとして保全し、適切に管理するゾーン

### 1. 保全ゾーン

大阪府水と緑の健康都市オオタカ調査委員会の提言（2001年1月19日）を踏まえながら、オオタカの生息を維持し、その生態系の保全策をさらに調査研究し、検討実施していくゾーン。

### 2. 里山管理的保全ゾーン

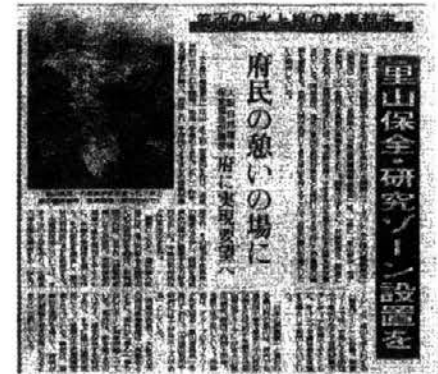
- (1) この事業計画区域が従来より薪炭林などとして利用されてきた経緯から、「保全ゾーン」を除くエリアについては、いわゆる里山管理手法により、かつて農用林として活用された程度の二次林として維持。遷移の進行などによって減少していると考えられる生物多様性を高めていく。
- (2) こうした管理は、ここ10年間にもみられるように、自然保護団体のボランティアや行政・関係機関が一般募集する

参加者の手によって行われる例が増え、全国的にもブーム化しつつある。近畿では社団法人大阪自然環境保全協会などが取り組み、そのニーズは高いと言え、府民などから募集し、管理を実践していく。

- (3) 里山の活用—上記の管理により次のような持続的活用を実践する。
  - A. 里山の保全に関する生態的、文化的、社会的な調査、研究と応用  
＝里山保全活用研究所の演習的な活用
  - B. バイオマス（伐採木などの有機物資源）利用の調査研究と技術開発、利用
  - C. 自然環境ボランティアの育成と育成ソフトの開発
  - D. 自然環境教育・学習、レクリエーションの拡充  
・里山管理体験／自然観察／水田・畑などの総合的な農事体験／キャンプなどの野外活動など
  - E. 「里山文化」の継承

## 計画策定

基本構想・計画の策定にあたっては、地元、行政、学識者、NPO、民間企業などで構成する「策定委員会」を設置して行う。



2001年3月3日付読売新聞朝刊